

(外交防衛委員会)

二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案 (閣法第一四号) (衆議院送付)

要旨

本法律案は、平成十七年に愛知県で開催される予定の二千五年日本国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表として二千五年日本国際博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めようとするものであって、主な内容は次のとおりである。

- 一、「二千五年日本国際博覧会政府代表」一人を外務省に置く。
- 二、代表は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。
- 三、代表の任務は、二千五年日本国際博覧会に関し、日本国政府を代表するものとする。
- 四、代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。
- 五、代表の俸給月額は、百三十六万五千円とする。
- 六、この法律は、平成十四年四月一日から施行し、二千五年日本国際博覧会が終了して一年を経過した日に

効力を失う。